

## 神奈川県が誕生した日 - 立庁記念日を考える -

齊藤 達也

### はじめに

神奈川県の原因は、安政6(1859)年の神奈川の港(現在の横浜港)の開港に併せて設置された神奈川奉行所である。維新政府により神奈川奉行所は、横浜裁判所として引き継がれ、これが神奈川県の原因であると考えられてきた。

神奈川県の原因ページには、神奈川県の原因立庁記念日について「県史では横浜裁判所が設置された慶応4年3月19日を、立庁記念日としています。」との記載がある<sup>(1)</sup>。また、県のたよりの平成27年3月号「神奈川はじめて物語」(資料1)の中に「神奈川県の原因は？」という欄があり、ここでも原因ページと同じ説明がされている。

### 資料1 神奈川はじめて物語<sup>(2)</sup>

4 かながわ県のたより 平成27(2015)年3月号 No.718 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/tayori/>からご覧ください。

### 神奈川県の始まりは？

この問いに対する回答は非常に難しいです。なぜなら江戸末期から明治初期にかけて、神奈川は日本の激動期の真ただ中に置かれた。



歌川広重 保永堂版 東海道五十三次之内 神奈川 台之景

### 神奈川県名の由来

「かながわ」は、昔、神奈河、神名川、上無川なども書かれ、武蔵国久良岐郡(現在の横浜市神奈川区)の地域をいい、古くから陸上、海上交通の重要な場所でした。これが県名になったのは、横浜開港に伴い、安政6年(1859年)に「神奈川奉行所」を置いたことによります。そして、明治元年(1868年)9月に神奈川県となりました。

### 神奈川はじめて物語

慶応3年(1867年)、王政復活により樹立された維新政府は、幕府の神奈川奉行所を接収し、慶応4年(1868年)3月、「横浜裁判所」としました。この裁判所は現在のものとは異なり、司法だけでなく通関、税務、治安取り締まり、一般行政も受け持つ、現在の県庁にあたる機関でした。維新政府は混乱期にあり、この裁判所を4月に「神奈川裁判所」、6月には「神奈川府」と慌ただしく改称しています。そして元号が明治となり、9月21日には、神奈川府を「神奈川県」と改称しています。この「神奈川県」は、現在の県域とは大きく異なりますが、これにより、歴史上初めて「神奈川県」の名が登場しました。

神奈川の始まりをいつとするか、意見はさまざまですが、県史では横浜裁判所が設置された慶応4年(1868年)3月19日を立庁記念日としています。



三代広重 東京横浜名所一覽図会 横浜裁判所(初代県庁舎)

私の記憶の中で立庁の日は、4月20日となっている。4月20日は、神奈川裁判所に改称した日とされている。考えてみれば横浜裁判所が設置された3月19日が立庁の日のようにも思われる。どちらが正しいのか。

そもそも、一度「横浜裁判所」として設置されたにも拘わらず僅かひと月余りで、何故「神奈川裁判所」と改称されたのか。横浜裁判所と神奈川裁判所について、そして神奈川県の誕生した日—立庁記念日について検証した。

## 1 これまでの通説

明治元（慶応4、1868）年<sup>(3)</sup>3月19日（4月11日）<sup>(4)</sup>に神奈川奉行所から引き継がれた横浜裁判所は、わずかの間に神奈川裁判所、神奈川府、そして、明治元年9月21日（11月5日）、に神奈川県へと改称されて現在に至るとされてきた（表1）。

表1 神奈川県の変遷

年 月 日	内 容
明治元年3月19日（4月11日）	横浜裁判所設置
同 年4月20日（5月12日）	神奈川裁判所に改称
同 年6月17日（8月5日）	神奈川府に改称
同 年9月21日（11月5日）	神奈川県に改称

これら横浜裁判所設置から神奈川県への改

称までの変遷については、『法令全書』<sup>(5)</sup>に根拠を求めることができる。法令全書は、諸法令を月別に編集・収録したもので明治18年から発行されているが、慶応3年10月15日（11月10日）から明治17年末までの分は、遡って編集されたものである。

横浜裁判所の設置から神奈川県に至るまでの記載内容は、具体的には次のとおりである。

### (1) 横浜裁判所の設置

法令全書によると明治元年の目録に「第七十八 横浜裁判所ヲ置ク 三月十九日」と記載されている<sup>(6)</sup>。この記述を根拠に「明治元年3月19日に横浜裁判所が設置された」としている。

また、法令全書本文には「第七十八 三月十九日 東久世前少将、兵庫裁判所総督被免、横浜裁判所総督被 仰出候事（横浜裁判所ヲ置クノ令、他ニ見ル処ナシ、姑ク之ヲ存ス）」と記載されており<sup>(7)</sup>、この太政官達は東久世を横浜裁判所総督に任命するというものである。

### (2) 神奈川裁判所への改称

神奈川裁判所への改称については、法令全書の本文に記述はなく、3月19日の上部余白に「四月二十日神奈川裁判所ト改ム」との法令全書の編者による注があり<sup>(8)</sup>、こ

れが根拠となっている。

### (3) 神奈川県への改称

法令全書明治元年の目録に「第四百八十二 神奈川県ヲ神奈川府ト為ス 六月十七日」とあり<sup>(9)</sup>、これにより明治元年6月17日に神奈川県に改称されたとされている。

### (4) 神奈川県への改称

同じく明治元年の目録に「第七百七十八 神奈川県ヲ神奈川県ト改称ス 九月二十一日」とあり<sup>(10)</sup>、これにより明治元年9月21日に神奈川県に改称されたとされているのである。

## 2 立庁の日について考察

県のホームページや県のたよりには、「県史では横浜裁判所が設置された慶応4年3月19日を、立庁記念日としています。」と説明され、立庁記念日の根拠が神奈川県史にあるかのように誤解を与えているが、神奈川県史には立庁記念日に関する内容は記載されていない。

神奈川県史<sup>(11)</sup>は、昭和42(1967)年に神奈川県政100年記念事業として着手され、昭和45年から昭和58年までに通史編7巻、各論編5巻、資料編22巻、別編3巻が刊行されたものである。神奈川県史の膨大な記述があるが、この中に立庁に関する記述はない。

### (1) 神奈川県史料

立庁の日については、神奈川県史でなく『神奈川県史料』という歴史資料にその記述が残されている。神奈川県史料は、府県史料と呼ばれるもので、明治7(1874)年11月に太政官達第147号により国史編纂を目的として、各府県に対して立庁の日から明治7年12月までの部内政治の施設制度の沿革などを編纂させ太政官正院歴史課へ提出させたものである。提出された史料は、現在国立公文書館に保存されている。

立庁の日とその理由は、神奈川県史料第三十八巻『神奈川県誌 県庁』の中に記述されている。これによると、明治元年4月20日に横浜役所と戸部役所をそれぞれ改称して「裁判所」とし、これを総称して「神奈川県裁判所」としたので「是レ立庁ノ始め

ナリ」と書かれている<sup>(12)</sup>。

神奈川県史料によれば立庁の日は、3月19日ではなく4月20日ということになる。3月19日に横浜裁判所が設置され、その横浜裁判所は2か所に分かれていて、それぞれを横浜役所と戸部役所と称していた。これを4月20日になって横浜裁判所と戸部裁判所に改め、総称した名称を横浜裁判所から神奈川裁判所に改称したのであろうか。そして、この日を立庁の日としたのであろうか。

なぜ、3月19日ではなく4月20日なのか。法令全書の本文には東久世前少将に対する任免についてのみが書かれており、横浜裁判所の設置についての記述はない。目録だけを読めば3月19日に横浜裁判所が設置されたように思われるが、本文を読むと東久世に対する「横浜裁判所総督」の任命の文書である。神奈川県史料の記述のとおり、東久世が総督に任命されても直ちに立庁とよべる組織が設置されていなかった可能性も考えられるのではないか。

## (2) 法令全書

そして、横浜裁判所から神奈川裁判所に改称したとされる4月20日について調べると、前述のとおり法令全書には神奈川裁判所などの記述はないのである。神奈川裁判所への改称はなかっただろうか。東久世は神奈川裁判所総督になっていないのであろうか。

それでは、神奈川県に改称されたとされている6月17日の法令全書は、どのような記録が残されているのか。「横浜裁判所総督被免神奈川県知事被 仰出候事」のようになっているのであろうか、それとも「神奈川裁判所総督被免神奈川県知事被 仰出候事」のようになっているのであろうか。これによって当時の神奈川裁判所についての位置付けが分かるのではないだろうか。結果は次のとおりである。目録には、「第四百八十二 神奈川裁判所ヲ神奈川県ト為ス 六月十七日」となっており本文は「第四百八十二 六月十七日 東久世中将、是迄之職務被免神奈川県知事被 仰出候事」と記載されている。神奈川県知事任命前の職は、横浜裁判所総督でもなく、神奈川裁判所総督でもなく、単に「これまでの職」とされているのみである。

## (3) 太政類典

神奈川県への改称については、太政類典にも記録が残されていた。太政類典には、

「元年六月十七日 東久世通禧ノ議定兼横浜裁判所総督ヲ罷メ更ニ神奈川県知事ト為ス」とある<sup>(13)</sup>。

この文書を読むと、法令全書の記録のとおり東久世に対して『神奈川県裁判所総督』への任命はされておらず、6月17日に至り横浜裁判所総督から神奈川県知事になったことになる。

#### (4) 東久世通禧日記

『神奈川県史料』、『法令全書』、『太政類典』と公的な資料を見てきたが、明治元年3月19日から4月20日にかけての現実の状況は、判然としない。なぜ、神奈川県史料は、立庁の日を3月19日ではなく、4月20日としたのか。横浜裁判所は機能していたのか。なぜ、神奈川県裁判所に改称したのか。これを明らかにするためには、もっと具体的な記述がされている資料が必要である。

横浜裁判所総督に任ぜられた東久世通禧は日記を残している<sup>(14)</sup>。この日記は、安政元(1854)年から明治15(1882)年の日記14冊が残されている。

慶応4(1868)年の日記には、次のような内容が書かれている<sup>(15)</sup>。

(三月)廿二日 十字出馬、烏帽子・直垂着用〈中略〉京都ヨリ急飛到来、横浜裁判所総督被仰付

(四月)十七日 三字横浜入港、五字上陸

(四月)十八日 水野若狭・依田伊勢面会

(四月)廿日 水野・依田兩人ヨリ総而引継書類受取

この日記によれば、京都からの使者は3月22日に東久世のもとに着き『横浜裁判所総督』の任命について伝達している。この命を受け東久世通禧が初めて横浜に到着したのは4月17日のことである。翌4月18日に水野、依田両氏と面会し、4月20日に水野、依田両氏から引継書類を受け取っている。

なお、水野・依田とは、神奈川県奉行の水野若狭守良之と、神奈川県奉行の依田伊勢守盛克である。神奈川県奉行は、当初は5人が交代で行っていたが後年は2人体制であったようである。水野は、慶応2年6月から神奈川県奉行、依田は、慶応3年8月から神

奈川奉行である。

前述のとおり、東久世は3月22日に横浜裁判所総督の役職の伝達を受け、4月17日に横浜に到着し、4月20日に神奈川奉行からの引継ぎを受けている。この記述からすると4月20日以前に維新政府による横浜裁判所が設置され、機能していたとは考え難く、東久世は横浜裁判所総督という名の役職ではあったが、神奈川奉行所を神奈川裁判所と改め、横浜役所と戸部役所をそれぞれ横浜裁判所と戸部裁判所としたのではないだろうか。

### (5) 横浜沿革誌

横浜の開港から明治維新にかけて詳細が記載されている資料としては『横浜沿革誌』という歴史書がある。

横浜沿革誌は、太田久好が明治25年7月に刊行した歴史書で、横浜が開港した安政6年から明治23年までの横浜の歴史が綴られている。太田久好は、自身も元神奈川奉行所の役人であり、その後も神奈川県職員であったが、さらに旧神奈川奉行所の役人であった者などからも聞き取りなどを行っており、東久世とは対極の立場からの記述がある資料であるので、事実を検証するうえで極めて重要な資料と思われる。

この横浜沿革誌の明治元年の記述の中には、神奈川奉行所から神奈川裁判所に引き継がれるときの様子が記録されている。これによると、明治元年4月20日に戸部、横浜の両役所、東西の運上所等一切の引継ぎが完了して、「初めて神奈川裁判所を置く」となっている。また、「戸部役所を戸部裁判所、横浜役所を横浜裁判所と称す」とも書いている<sup>(16)</sup>。

神奈川奉行所は、当初は戸部(現在の県立図書館)にあり、横浜(現在の神奈川県庁)に運上所があったが、後に2か所あった波止場改処を東西の運上所として、運上所の跡を新たに奉行所とし横浜役所と称し、戸部の奉行所を戸部役所と称したのである。そして、横浜沿革誌によれば4月20日に引継ぎを行うまでは、神奈川奉行所が機能しており、これより前に横浜裁判所が設置されていたとは到底考えられないのである。

## 3 神奈川県の誕生

東久世通禧日記と横浜沿革誌の記述から、旧幕府の神奈川奉行から東久世が神奈川奉行所を引き継いだのは、明治元（慶応4、1868）年4月20日であったと考えて間違いないであろう。そして、神奈川奉行所を引継ぎ維新政府の機関として東久世が初めて設置したのは「横浜裁判所」ではなく「神奈川裁判所」であったのではないだろうか。

また、神奈川奉行所は2か所に分かれており、それを戸部役所と横浜役所と称していたことも間違いのない事実であろう。これを引継ぎ戸部裁判所と横浜裁判所としたのである。

このことは、神奈川県史料の4月20日に戸部、横浜の両役所を改称して裁判所とし、総称を定めて神奈川裁判所としたという記述とも符合するのである。

では、法令全書の記述は、どう解釈すればよいのだろうか。目録の3月19日の「横浜裁判所ヲ置ク」の記述と3月19日の本文上部余白にある「四月二十日神奈川裁判所ト改ム」の記述、もし事実が横浜裁判所の設置はなく、初めて設置されたのが神奈川裁判所であるならば、この2つの記述とは矛盾するのではないか。この記述は、法令全書を後日編纂した者達による誤り、事実誤認であろうか。

しかし、ここで注意しなければならないのは、法令全書は歴史書などではないということである。官報に掲載されるべき諸法令を収録したものである。当時であれば太政官布告や太政官達などを収録したものである。

現在では、施設の長が辞令を貰うときには、準備室が設けられ、予算が計上され、建物は完成し、その施設の長が就任する時には施設が開設されると理解することも多いのであるが、旧幕府から維新政府へ移り変わる時の状況は大きく異なるであろう。法令全書は施設が完成したか、あるいは稼働したか、といったことを記録するものではない。法令全書は、法令上は東久世前少将が横浜裁判所総督に任命された、法令上は横浜裁判所の設置が決定した、と記録しているだけである。また、4月20日には横浜裁判所とされていたものが神奈川裁判所と改められたと記録されただけなのである。

誤っていたのは、法令全書ではなく後人の解釈の方ではないだろうか。東久世前少将を横浜裁判所総督に任命、横浜裁判所の設置を決めたという法令上の記述を、現実

に施設が設置され機能したと解釈したと考えられないだろうか。

これらの資料を基に改めて神奈川県誕生を考えると、これまでの通説と異なり明治元年3月19日の時点では横浜裁判所は設置されてなく、維新政府の組織として初めて機能したのは4月20日からであり、神奈川裁判所として設置されたと考えられるのである。

これらをもう一度整理すると次のとおりである。

明治元年3月19日に政府は、東久世通禧を横浜裁判所総督に任命することを決定した。この報らせは、東久世には同年3月22日に伝達された。東久世は、4月17日に横浜に到着し、4月20日に神奈川奉行から引継ぎを受ける。東久世の役職は、横浜裁判所総督であったが、神奈川奉行所を横浜裁判所とはせず神奈川裁判所に改称した。また、神奈川奉行所は戸部役所と横浜役所の2か所に分かれていたため、戸部役所を戸部裁判所に、横浜役所を横浜裁判所とした。

神奈川奉行所が神奈川県に改称されるまでをまとめると表2のとおりである。

そして、神奈川県立庁の日は、神奈川県史料に記載されていたとおり明治元年4月20日である。日本では、明治5年に改暦が行なわれており、明治元年4月20日は旧暦の日付であり、こ

れを新暦にすると明治元年5月12日となる。

こうしたことから  
神奈川県の立庁記念

日は、5月12日ということになるのではないだろうか。

表2 神奈川の変遷

年 月 日	内 容
明治元年3月19日(4月11日)	東久世通禧を横浜裁判所総督に任命
同 年4月20日(5月12日)	神奈川裁判所設置
同 年6月17日(8月5日)	神奈川府に改称
同 年9月21日(11月5日)	神奈川県に改称

#### 【注】

- (1) 神奈川県ホームページ「神奈川県の県名由来・立庁記念日」(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/cnt/f530001/p780104.html> (2022.3.1現在))
- (2) 『かながわ県のたより 平成27(2015)年3月号』(神奈川県 平成27年)。
- (3) 明治の改元は9月8日に行われたが、元号は明治の改元までは、その年の1月



1日に遡って適用されるため、「慶応4年」とはせず「明治元（慶応4、1868）年」と表記した。また、年の表記について各章毎に初出する元号の後ろに西暦を括弧書きで付記した。

- (4) 明治5年に改暦が行われたため、旧暦の日付については、その後ろに新暦に基づいて算出される日付を括弧書きで付記した。
- (5) 『法令全書』は、諸法令を月別に編集・収録したもので、明治18年7月に太政官文書局が編集を開始し、毎月官報に掲載された諸法令を掲載している。
- (6) 『法令全書 慶応3年』（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787948>）、明治元戊辰年目録11頁。
- (7) 前掲注5、明治元戊辰年72頁。
- (8) 同前
- (9) 前掲注5、明治元戊辰年目録26頁。
- (10) 前掲注5、明治元戊辰年目録47頁。
- (11) 神奈川県企画調査部県史編集室 編『神奈川県史』（神奈川県 昭和55年）。
- (12) 『神奈川県史料』（国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/file/3689343.html>（2022. 3. 1現在））神奈川県誌 制度之部 県庁（明治8-10年）。なお、神奈川県史料は、神奈川県立図書館、神奈川県立文化資料館から活字化されて全10巻が刊行されており、当該部分は第1巻に掲載されている。
- (13) 『太政類典』（国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/item/1348947>（2022. 3. 1現在）「東久世通禧ノ議定兼横浜裁判所総督ヲ罷メ更ニ神奈川県知事ト為ス」）。
- (14) 東久世通禧日記は、『東久世通禧関係文書』として国立国会図書館憲政資料室に寄託されている。また、「東久世通禧日記 上巻、下巻、別巻」として社団法人霞会館から平成4年1月に上巻が刊行されている。
- (15) 『東久世通禧日記』（社団法人霞会館 平成4年）、527頁・531頁。
- (16) 太田久好『横浜沿革誌』（太田久好 明治25年）、106頁。（国立公文書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/993784>（2022. 3. 1現在））